

**「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」**  
**報告書案のパブリックコメントの〆切：10月7日**

8月26日までに5回を開催した「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」報告書案のパブリックコメントの〆切が**10月7日**と間近になった。詳細は新聞掲載の通り

詳細は、厚生労働省水道課 HP : <http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p100903-1.html> と下記の日本水道新聞、[Water New Information Vol.2](#) (クリックでサイトへジャンプします) を参照してほしい。

◆日本水道新聞 9月27日(月)付

## 水質検査精度で方向性示す

### 厚生労働省 信頼性確保検討会が報告書案

厚生労働省は、「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」が8月26日までの5回の会合でとりまとめた報告書案について、10月7日まで意見を募集している。アンケート調査から水道事業者や登録検査機関の水質検査状況、国の指導・監督状況などを整理。今後の基本的方向性と具体的な取組をまとめている。水道事業者は水質基準を順守することで飲料水の安全性を確保し、水質検査結果に責任を負うことから、登録検査機関に水質検査を委託する際、一定の価格競争が生じる場合でも検査精度を確保するため、必要な費用を負担した上で適切な委託形態を確保することが必要としている。

具体的には、▽地方公共団体の機関または登録検査機関と直接契約を行う▽委託契約は書面で行い、委託契約書の条項を明確にした上で一定期間保存する▽委託料が受託業務を遂行するに足りる額である▽試料採取後、速やかに試験を開始できる地方公共団体の機関または登録検査機関に委託する▽水質検査の実施状況を提出書類(クローマ)を添付すること、濃度計(器具等)を確認すること、精度が高い水質検査を確保するため、検査に關する作業内容を特記仕様書に記載するとともに、必要な価格を積算した上で登録検査機関に発注し、適切な水質検査を確保するたため、検査内容を確認できる体制をとることとしている。発注方法として、実施事例がある低入札価格調査制度や最低制限価格制度などを参考にすることも選択肢に挙げている。

精度管理に関連して、登録検査機関を選定する際、国等の外部精度管理調査結果などの入手に努める一方、特記仕様書に内部精度管理の状況確認や検査施設への立ち入り検査、クロスチェックなどの実施を記載し、状況把握すべきと指摘。また、水道GLPやISO/IEC17025を活用し、登録検査機関の技術的能力を把握することが望ましいとしている。

水質異常時等の危機管理体制の確立では、臨時検査区域の変更、業務規定の届出では、検査料金や受託件数の上限の算定根拠もあわ

せで添付された上で審査すべきとし、外部精度管理調査とは別に、日常の業務に關する指導・監督も実施、結果に応じて改訂命令などの行政処分も含めて対応を検討すべきと指摘している。